

障 第 346 号

平成 25 年 4 月 1 日

指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設等設置者 様

佐賀県健康福祉本部障害福祉課長
(公 印 省 略)

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例の施行について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号、第105号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号。本通知において「法」という。）が一部改正され、これまで国の省令等において定められていた下記 1、2 の基準について都道府県の条例で定めることとされました。

これを受けて、本県では「佐賀県児童福祉法施行条例」（平成24年佐賀県条例第20号。本通知において「条例」という。）を改正し、平成25年4月1日から施行しているところですが、このうちの一部について、国の省令の規定から変更又は県独自基準を規定しています。

つきましては、本条例の施行日以降（平成25年4月1日以降）の施設等の運営にあたっては、別紙の記載内容を十分御了知のうえ、その運用に遺漏のないよう御留意ください。

なお、別紙に定めるもの以外の本条例の運用は、これまでの厚生労働省通知等のおりですので、引き続き適切に御対応ください。

記

次の１、２の基準を条例で定めた。

１．これまで厚生労働省令（本通知において「省令」という。）において定められていた次の３つの基準

基 準	これまで基準を 定めていた省令名	本通知にお ける略称
通所系サービス事業者が <u>県の指定を受けて、運営する等にあたり</u> 満たすべき基準 [「法第21条の５の18第１項及び第２項の規定により定める基準」及び「法第21条の５の４第１項第２号の規定により定める基準」]	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）	省令１
入所施設が <u>県の指定を受けて、設置者が運営する等にあたり</u> 満たすべき基準 [法第24条の12第１項及び第２項の規定により定める基準]	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）	省令２
施設を設置して <u>運営するにあたり</u> 、設置者が満たすべき基準 [法第45条第１項の規定により定める基準]	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	省令３

２．これまで法に直接定められていた指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請者に関する基準

佐賀県健康福祉本部
障害福祉課 施設担当
電話：0952-25-7064

1. これまで省令において定められていた3つの基準について

(1) 県独自の基準を規定した基準

①食育の推進に関する基準（条例第13条及び第14条関係）

ア. 基準の内容

以下の施設において、食育推進計画を策定するよう努めるとともに、食育推進担当者を配置するよう努めることとした。（努力義務）

施設名	条例の条項	(参考)関係する省令
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	第13条第1項第1号	省令3
福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター	第14条第1項	

なお、食育推進計画は、次に掲げる事項のうち、入所している障害児の障害の特性、その置かれている環境等に応じて必要なものを定めるものとする。（佐賀県児童福祉法施行条例施行規則の一部を改正する規則第4条関係）

- ・入所している（当該施設を利用している）障害児が健全な食習慣を身に付けるための発育及び発達段階に応じた指導に関する事項
- ・児童指導員、保育士等関係者の食育に関する資質の向上を図るための研修等に関する事項
- ・農業体験等を通じた自然、生き物及び食べ物に対する障害児の関心を深めるための方策に関する事項
- ・提供する食事に関する印刷物等の配布、講演会の開催等を通じた保護者に対する食育の重要性についての普及啓発に関する事項
- ・提供する食事における地産地消を推進するための県産の農林水産物等の利用促進に関する事項

イ. 基準の趣旨等

障害児の食習慣の定着及び心身の健全育成を図るとともに、家庭における食育推進を支援するため。

②環境教育の推進に関する基準（条例第3条、第5条、第13条及び第14条関係）

ア. 基準の内容

以下の施設等において、職員及び当該事業を利用する（入所している）障害児に

対する環境保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとした。
(努力義務)

施 設 等 名	条例の条項	(参考)関係する省令
基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスの事業	第3条第1項	省令1
児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業	第5条第1項	
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	第13条第1項第2号	省令3
福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター	第14条第1項	

なお、環境教育の内容は、次のような取組みが考えられる。

- ・環境月間に行う美化活動や自然観察会、環境保全学習会の実施等
- ・地域の清掃活動への参加等
- ・ごみの分別等

イ. 基準の趣旨等

持続可能な社会の構築が求められている中、環境の保全についての理解を深めるとともに、環境を考えて行動する人づくりを推進するため。

③検便の実施に関する基準（条例第13条及び第14条関係）

ア. 基準の内容

以下の施設において、障害児の食事を調理する者（調乳する者を含む。）に対し、検便による健康診断を実施することとした。

施 設 名	条例の条項	(参考)関係する省令
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	第13条第1項第3号	省令3
福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター	第14条第1項	

イ. 基準の趣旨等

現状として、厚生省通知「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）」に準じて、調理従事者等に月1回以上の検便を実施しており、基準上も明記するため。

（２）省令の規定から変更した基準

①訪問系サービスについて、専用の区画（事務室等）の設置要件を緩和（条例第５条関係）

ア．変更した基準の内容

以下の事業について、事業の運営を行うための専用の区画（事務室等）の設置要件を緩和する（専用でなくてもよい）こととした。

事業名	条例の条項	（参考）省令の条項
指定保育所等訪問支援の事業	第５条第３項	省令１ 第75条第１項

（※下線部分が省令の規定から変更した箇所）

省令の規定	条例の規定
事業の運営を行うために必要な広さを有する <u>専用の区画</u> を設ける	事業の運営を行うために必要な広さを有する <u>区画</u> を設ける

イ．変更の趣旨等

訪問系サービスの事務作業や利用申込の受付、相談対応等のスペースは、必要な広さが確保されていれば、これらの区画が「専用」でなくとも支障がなく、他のサービスと共用が可能であることを明文化するため。

ウ．変更した基準の運用

条例第５条の当該基準に係る運用は、省令１の運用のために発出された「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年３月30日障発0330第12号。本通知において「解釈通知」という。）の規定のとおりとする。

（３）省令の規定のとおりとした基準

（１）、（２）以外の条例で定める基準は、省令の規定のとおりとした。

なお、その基準のうち、条例第３条及び第５条に係る基準の運用については、解釈通知の規定のとおりとし、条例第６条に係る基準の運用については、省令２の運用のために発出された「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第13号）の規定のとおりとする。

2. これまで法に直接定められていた指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請者に関する基準について

指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請者に関する基準（条例第4条関係）について、法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とした。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

また、法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とした。